

山口県へ移住創業すると

やまぐち創業補助金と移住支援金で

最大300万円

支給されます※

やまぐち創業補助金の交付決定
を受けていることが条件

※東京23区在住者が世帯で
移住された場合

移住支援金

やまぐち創業補助金

東京23区からの
移住者

東京圏・中京圏・近畿
圏・広島県・福岡県
からの移住者※2

補助額：最大**200万円**

補助率：1/2以内

対象：やまぐち未来維新プランに記載するテーマに沿った地域課題解決に資する創業※3

※3：その他要件あり・年1回募集

世帯：**100万円**※1

世帯：**50万円**※1

単身：**60万円**

単身：**30万円**

※1：18歳未満の子ども1人帯同につき
最大100万円加算

※1：18歳未満の子ども1人帯同につき
最大50万円加算

※2 [東京圏] 東京・神奈川・千葉・埼玉、
[中京圏] 愛知、 [近畿圏] 京都・大阪・兵庫

担当：山口県経営金融課
電話：083-933-3180

制度案内ページ▶



- ・要件がありますので、ご注意ください。
- ・事前に移住先の市町にお問い合わせください。

※移住支援金は、移住先の市町によって制度の有無、開始時期、条件が異なることがあります。必ず事前に移住先の市町にお問い合わせください。